

助成事業に関するよくあるご質問 (FAQ)

お問い合わせ	財団よりの回答
助成事業の対象となるスポーツ競技などの制限について	<p>ジュニアスポーツ振興助成事業と国際交流普及事業があり、下記に記載の通りとなります。</p> <p>【ジュニアスポーツ振興助成事業】 全てのスポーツ競技でジュニアのスポーツ振興が対象となります。</p> <p>【国際交流普及事業】 バドミントン・テニス・ソフトテニス競技で、日本国籍ジュニアの海外遠征や海外トップ選手の国内招聘する選手強化事業が対象となります。</p>
国際交流普及事業は、何故スポーツ競技が限定されているのか	<p>当財団創設者の米山稔の遺志に沿い、テニス・バドミントン競技でのオリンピック・世界大会でのメダリストを育成する目的と限られた資金の中で競技を絞り新設しました。</p>
助成事業の対象となる事業費とは	<p>原則として、スポーツ事業に必要な全ての経費が対象になります。主に会場設営費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、スポーツ用具費、講師・審判等への謝礼、旅費等です。ただし交際接待費および協賛的な費用は対象外となります。</p>
予算に国外経費（飛行機代、海外での滞在経費）を計上可能か	<p>特に制約はありません。</p>
予算に保険料を計上可能か	<p>可能です。</p>
審査について	<p>当財団の審査委員会にて厳正なる審査を行います。</p>
合否の通知について	<p>決定後、速やかに郵送にて連絡いたします。</p>
助成金の交付について	<p>交付が決定した団体に対し振込先等を記載する書類を郵送しますので、返信確認後、指定の口座に振り込みます。</p>
事業の報告について	<p>事業が完了してから2ヶ月以内に指定の「ジュニアスポーツ振興に関する助成事業実施報告書」・「国際交流普及に関する助成事業実施報告書」にて、財団宛に報告してください。</p>
助成金の経理処理について	<p>助成金を受けた団体は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して記録し、その支出内容を証する書類を整備しておいてください。 「ジュニアスポーツ振興に関する助成事業実施報告書」・「国際交流普及に関する助成事業実施報告書」に添付して報告いただきます。</p>

お問い合わせ	財団よりの回答
<p>交付された助成金の返金はあるのか</p>	<p>下記の場合、返金をして頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①助成金が経費総額の50%を超える場合。 ②余剰金（繰越金）が発生した場合。 ③やむを得ず事業を中止した場合。 ④事業対象費目以外に使用された場合。 ⑤その他、使用用途が適正でないと事務局が判断した場合等。
<p>同期間内での1件以上の事業の申請は可能か</p>	<p>特に制約はありません。</p>
<p>否認された事業を次の申請期間（あるいは次年度）に再度申請することは可能か</p>	<p>実施時期に問題がなければ、可能です。</p>
<p>対象団体であることを証明する書類とは</p>	<p>登記簿(写し)、定款または寄付行為等の規約(写し)、前年度会計報告 および 事業報告(写し)等の書類です。</p>
<p>前回どのくらいの申請があったのか</p>	<p>2021年度は145事業からの申請があり、59事業へ助成を実施しております。</p>
<p>どのような事業が対象になるのか</p>	<p>財団ホームページの2020年度事業報告・決算に交付団体および事業を記載しておりますので一例としてご参照ください。 http://www.yonexsports f.or.jp/index.html</p>